

みなし通知電気工事業開始通知書について

建設業法の許可を受けた建設業者であって、自家用電気工事のみに係る電気工事を営む方は、遅滞なく岡山県知事に通知する必要があります。(岡山県知事への通知書は、岡山県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。)

1 必要な書類等

(1) 電気工事業開始通知書

- ・電話番号は、携帯電話など日中連絡が取りやすい番号も追記すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。

(2) 誓約書(個人、法人、役員)

(3) 営業所位置図

(4) 備付器具調書

- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなす。

(ただし、借用契約を締結等した業者名を必ず様式の()枠内に記入すること。)

(5) 登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)(法人である場合)

(6) 建設業法に基づく許可証の写し

2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、簡易書留にするなど郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表面に「みなし通知電気工事業開始通知書」と朱書し、封筒の裏面には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班(岡山県庁4階)

TEL (086) 226-7296 (保安班直通)

※受付時間…8:30~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日は受け付けておりません。)

※県下各県民局(地域事務所)では、受け付けておりません。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業開始通知書

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
電 話 番 号 () -

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
岡山県知事許可 () 第 号
年 月 日

2 電気工事業を開始した年月日
年 月 日

3 営業所

営業所の名称	所在の場所

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

誓 約 書

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人の場合は代表者名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

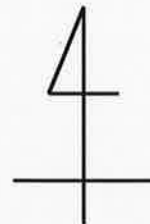
電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 第5号 法人であって、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

「営業所位置図」

営業所位置図

もよりの駅から営業所までの道順



(注)

線 駅下車、 行バスを利用し
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で
上記営業所に到着する。

備付器具調書

氏名又は名称： _____

		品名	製造年	製造番号	台数	製造業者名
一般用電気工作物の電気工事	自家用電気工作物の電気工事	絶縁抵抗計				
		接地抵抗計				
		回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具				
		低圧検電器				
		高圧検電器				
		※継電器試験装置	()
		※絶縁耐力試験装置	()
		計				台

※印の継電器試験装置、絶縁耐力試験装置は所有していない時は、必要な時はいつでも常に借りられるようにすることができます。
 この場合は、どこで借用するかを（欄内に）記入してください。